

# 仲卸業者の経営状況2019（概要）

## 1 社当たりの売上高は減少し、依然厳しい経営状況 —約半数の事業者が財務基準（※）に抵触—

（※）旧東京都中央卸売市場条例（令和2年6月21日改正前）第102条第3項に規定

### 【調査方法】

令和2年9月までに提出された仲卸業者の事業報告書（平成31年1月1日から令和元年12月31日までに終了した事業期間に係わるもの）をもとに、企業会計原則等に基づき修正し集計した。

サンプル数：836社（水産物499社、青果物273社、花き40社、食肉24社）

### 【ポイント】

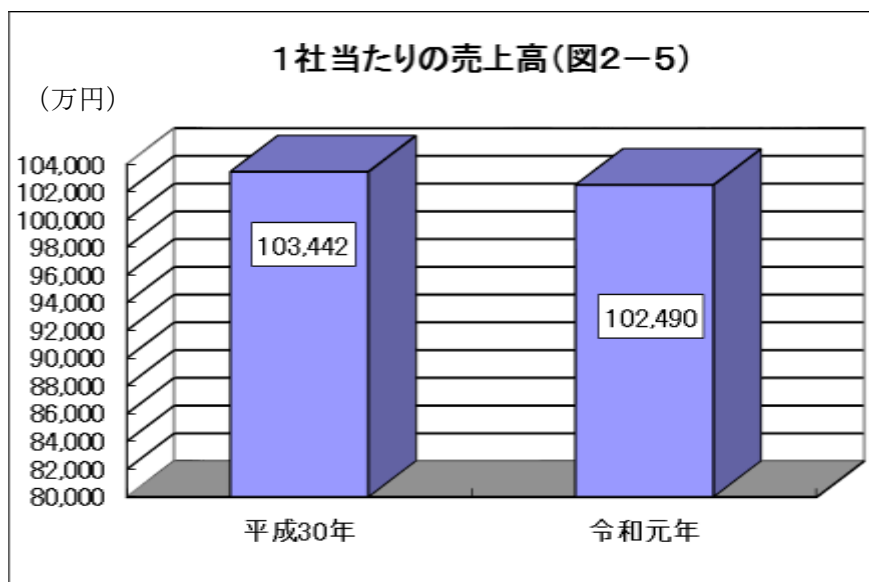
- 1社当たりの売上高は減少、増収となった業者の割合も減少
  - ・ 1社当たりの売上高は前年に比べ0.9%減少した。
  - ・ 増収となった業者の割合は前年の38.3%から35.0%に減少した。
  
- 営業損益及び経常損益の黒字計上業者の割合はいずれも減少
  - ・ 営業損益では黒字の業者が全体の45.1%（前年52.9%）、経常損益では黒字の業者が全体の60.8%（前年68.7%）といずれも前年に比べその割合は減少した。
  - ・ 売上総利益率では全体の60.2%の業者が上昇し、前年（53.7%）に比べその割合は増加した。
  
- 借入金比率は若干改善
  - ・ 借入金比率（借入金／総資本）は全体で43.8%と前年（46.0%）から若干下降した。
  - ・ 全体の10.8%（前年10.5%）の業者が無借金経営をしている一方で、21.8%（前年22.4%）の業者は借入金比率が100%を超えており、債務負担は依然として重いものとなっている。
  
- 財務基準抵触業者（※2）の割合は若干増加
  - ・ 財務基準抵触業者は全体で401業者（50.3%）であり、前年（48.5%）に比べその割合は若干増加し、依然として厳しい経営状況である。

（※2）旧東京都中央卸売市場条例第102条第3項で規定されている、①流動比率100%未満、②自己資本比率10%未満、③3期連続経常損失のいずれかに該当した業者

## 【概要】

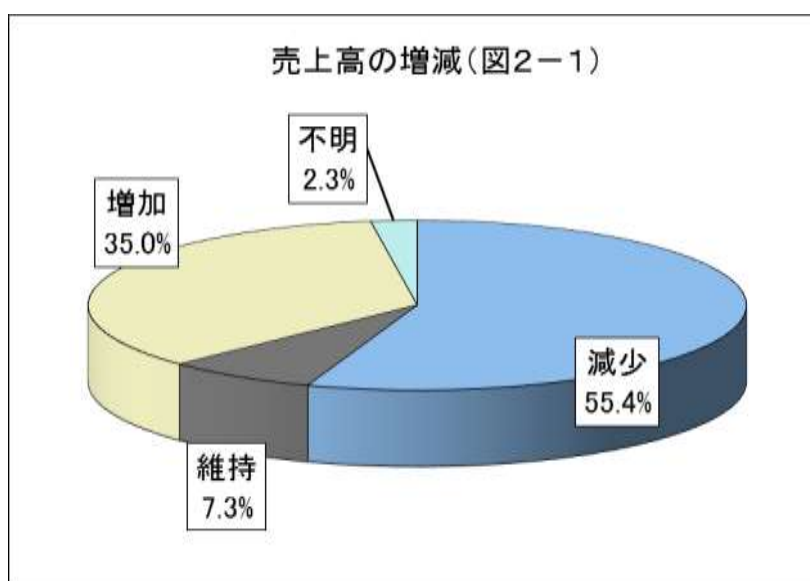
### 1 1社当たりの売上高は減少

1社当たりの売上高は10億2,490万円で、前年（10億3,442万円）に比べ0.9%減少した。取扱品目別にみると食肉は増加し、青果物と花きは減少した。水産物にはあまり変動はなかった。



### 2 増収となった業者の割合は減少

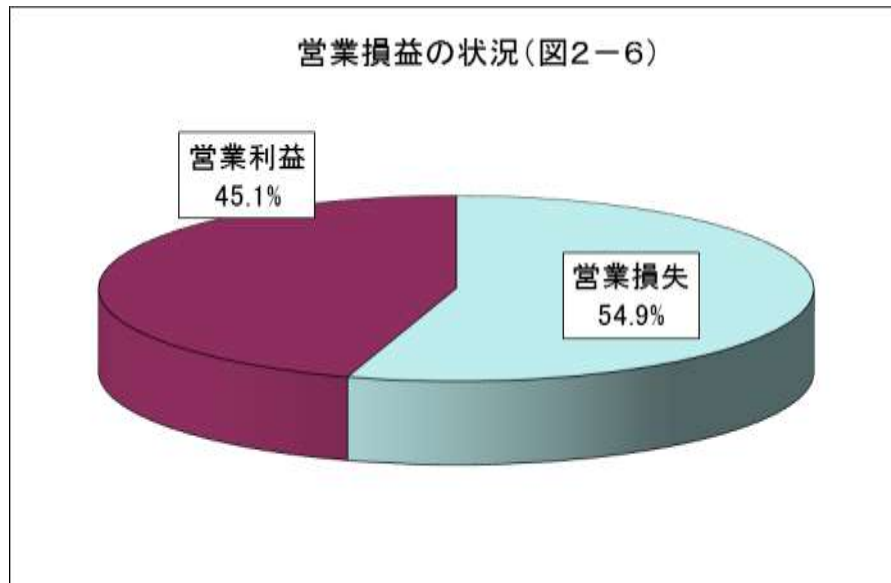
売上高が増加した業者は、全体の35.0%となり、前年（38.3%）と比べその割合は減少した。取扱品目別に増加した業者の割合をみると、水産物は34.9%（前年35.4%）、青果物は32.6%（前年44.0%）、花きは30.0%（前年35.1%）、食肉は70.8%（前年40.0%）となっており、食肉以外は前年と比べ減少した。



### 3 営業損益は全ての取扱品目において黒字計上の業者の割合が減少

全体の45.1%が営業黒字で、前年(52.9%)と比べその割合は減少した。

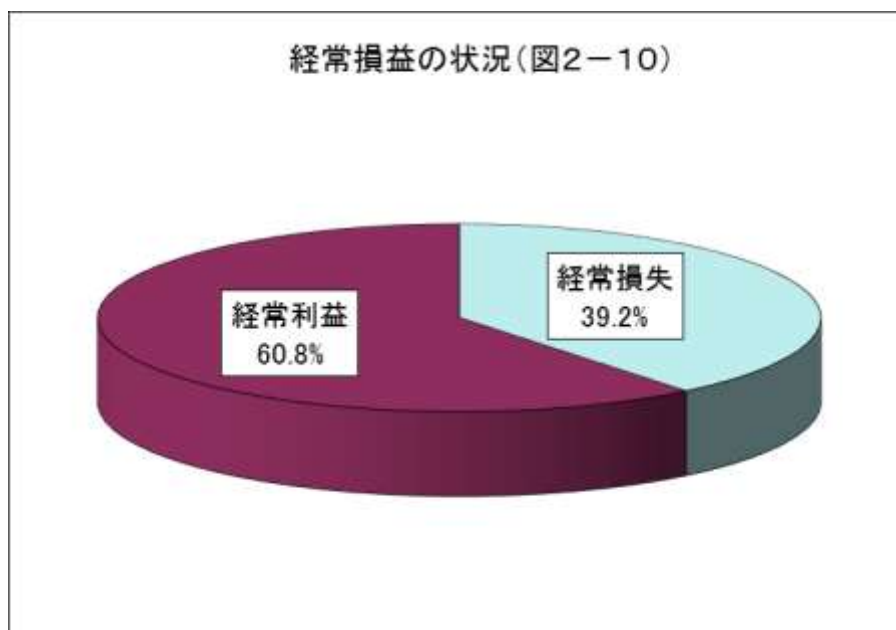
取扱品目別に営業黒字であった業者の割合をみると、水産物は39.9%(前年48.3%)、青果物は50.5%(前年57.7%)、花きは55.0%(前年62.2%)、食肉は75.0%(前年80.0%)となっており、全ての取扱品目において減少した。



### 4 経常損益は約6割が黒字計上

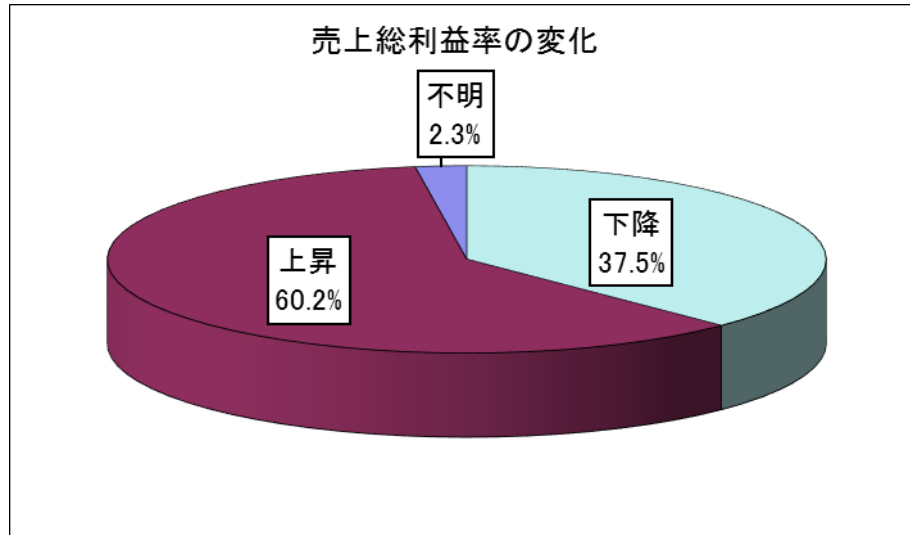
全体の60.8%が経常黒字で、前年(68.7%)と比べその割合は減少した。

取扱品目別に経常黒字であった業者の割合をみると、水産物は55.5%(前年65.0%)、青果物は67.4%(前年74.6%)、花きは70.0%(前年62.2%)、食肉は79.2%(前年88.0%)となっており、花きのみ増加した。



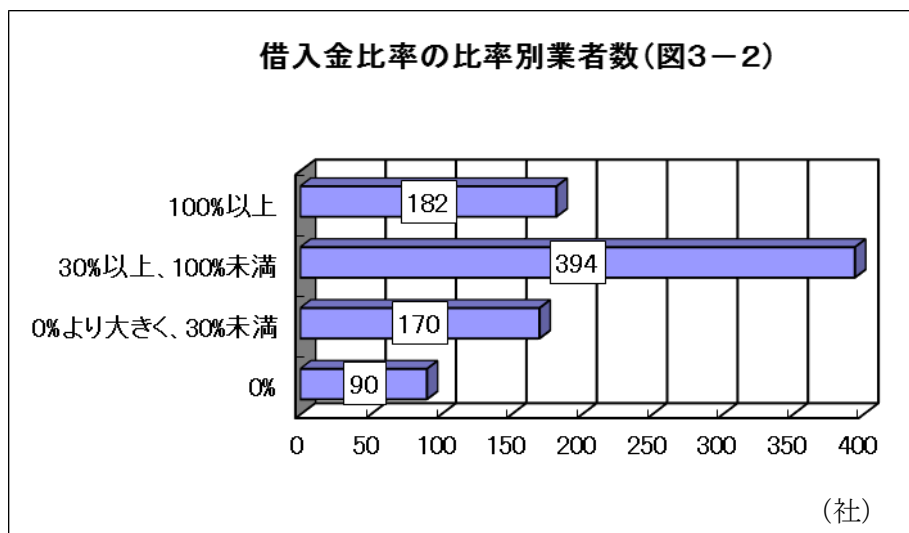
## 5 売上総利益率は6割超が上昇

全体の60.2%（前年53.7%）の業者が上昇し、37.5%（前年42.6%）の業者が下降した。取扱品目別に売上総利益率が上昇した業者の割合をみると、水産物は58.5%（前年52.5%）、青果物は66.7%（前年54.7%）、花きは47.5%（前年56.8%）、食肉は41.7%（前年64.0%）となっている。



## 6 借入金比率100%以上の業者の割合は若干減少

借入金比率（借入金／総資本）は全体で43.8%と、前年（46.0%）に比べ若干下降した。借入金比率別にみると、無借金経営（借入金比率0%）の業者は90社（10.8%）と前年（10.5%）より若干増加した。借入金比率が100%以上の業者についても182社（21.8%）と約2割に上るが、前年（22.4%）に比べその割合は若干減少した。また、取扱品目別にみると、借入金比率が100%以上の業者は、水産物では25.3%、青果物では19.0%、花きでは10.0%、食肉ではゼロとなっている。



## 7 財務基準（※）抵触業者の割合は若干増加

3期連続して事業報告書が提出されている仲卸業者（法人事業者）のうち、条例上の財務基準に抵触している業者は全体の50.3%であった。前年（48.5%）に比べ若干増加し、依然として高い割合となっている。取扱品目別に財務基準抵触業者の割合をみると、水産物は57.1%と最も高い割合で抵触している。青果物は40.6%、花きは47.1%、食肉は26.1%となっている。

財務基準抵触業者数（表3-15）

	財務基準 抵触業者	財 務 基 準			全ての基準 に抵触	調査対象 業者(※2)
		流動比率 100%未満	自己資本比率 10%未満	3期連続 経常損失		
全 体	<b>401 業者</b> [50.3%] (408 業者)	<b>173 業者</b> (186 業者)	<b>344 業者</b> (362 業者)	<b>115 業者</b> (104 業者)	<b>48 業者</b> (46 業者)	<b>798 業者</b> (842 業者)
水 産 物	<b>271 業者</b> [57.1%] (274 業者)	<b>128 業者</b> (139 業者)	<b>224 業者</b> (240 業者)	<b>84 業者</b> (79 業者)	<b>35 業者</b> (38 業者)	<b>475 業者</b> (503 業者)
青 果 物	<b>108 業者</b> [40.6%] (112 業者)	<b>37 業者</b> (40 業者)	<b>98 業者</b> (102 業者)	<b>25 業者</b> (20 業者)	<b>11 業者</b> (8 業者)	<b>266 業者</b> (282 業者)
花  き	<b>16 業者</b> [47.1%] (17 業者)	<b>6 業者</b> (6 業者)	<b>16 業者</b> (16 業者)	<b>5 業者</b> (4 業者)	<b>2 業者</b> (0 業者)	<b>34 業者</b> (33 業者)
食 肉	<b>6 業者</b> [26.1%] (5 業者)	<b>2 業者</b> (1 業者)	<b>6 業者</b> (4 業者)	<b>1 業者</b> (1 業者)	<b>0 業者</b> (0 業者)	<b>23 業者</b> (24 業者)

※ 旧東京都中央卸売市場条例（令和2年6月21日改正前）第102条第3項に規定

※2 平成29、30、令和元年の3期連続して事業報告書が提出された業者

[ ]内パーセンテージは全体又は取扱品目ごとの調査対象業者に占める財務基準抵触業者の割合。下段（ ）内は前年の調査結果